

11. 秋田県中央地区老人福祉総合エリア

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

全国的に高齢化が進む中、秋田県の高齢化率（65歳以上人口の占める割合）は平成12年7月現在で23.4%と、全国平均（16.7%）を大きく上回っている。

「老人福祉総合エリア」は、このような人口高齢化を予期し、昭和58年に設置された「老人福祉総合エリア建設協議会」において、「医療と福祉の総合的サービス」や「地域社会における人間的な触れ合いを大切にしたコミュニティ形成」を可能にする総合的・複合的機能を持つ施設として構想されたものである。本構想のモデル施設として、県南地区、中央地区及び県北地区に各一施設ずつ整備することが計画され、その第2弾として、平成3年度に以下のような県と市の役割分担による「秋田県中央地区老人福祉総合エリア（以下、「中央エリア」という。）」が建設された。

（「中央シルバーエリアのしおり」より）

期	事業主体	運営主体	施設名	建設年度
1期工事	秋田県	秋田県社会福祉事業団	コミュニティセンター	平成7～8年度
		LL財団 ※	総合相談センター	
		秋田県社会福祉事業団	屋内温水プール	
			屋内運動広場	
	秋田市	秋田けやき会	特別養護老人ホーム	平成7年度
			介護センター	
秋田けやき会		ふれあいセンター	平成8年度	
	秋田けやき会	ケアハウス（ウェルネス）（1期）	平成8年度	
2期工事	県	延期	医療機関	(平成9年度以降)
		延期	シルバーマンション	
	市	延期	老人保健施設	
		延期	ケアハウス（2期）	

※ LL財団：秋田県長寿社会振興財団

(2) 事業費

総事業費は17,200百万円、県事業費は9,948百万円、7,636百万円を県債の発行によって資金調達を行っている。

県事業費の内訳は以下のとおりである。

用地取得費	4,829	百万円
構想、計画及び設計費	90	
コミュニティセンター建設費	3,888	

土木工事等	1,141
計	9,948

(3) 事業運営について

1期工事のうち、県事業主体の施設について社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）に管理運営を委託している。主要な支出項目である委託料のうち、自己収入（使用料、手数料等）及び諸収入で約1/4を賄い、残り約3/4を一般財源で賄っている。

(4) 利用者数及び利用料の推移

(単位：人)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
利用者数	74,649	145,998	137,782	132,381

平成12年度は、平成11年度に比して会議室、屋内運動広場等一部の施設を除くと利用者は減少し、総利用者数は3.9%減少した。

区分		年間合計（人）	
		平成12年度	平成11年度
有料	休憩	28,259	31,631
	宿泊	3,707	3,812
	会議室	16,588	12,498
	屋内運動広場	2,379	2,430
	茶室	379	324
	プール	38,286	44,128
	計	89,598	94,823
無料	屋内運動広場	32,146	31,328
	創作・趣味・文化活動	3,993	8,911
	視察等	6,644	2,720
	計	42,783	42,959
合計		132,381	137,782

2. 監査の結果

固定資産の管理について

① 概要

設立当初に「物品無償貸付及び譲与契約書」により、県から物品の無償貸付、及び消耗品の無償譲与を受けている。県からの貸与品は、3万円以上の備品について連番管理を行って

いる。

② 実施した監査手続及び結果

物品無償貸付及び譲与契約書に添付されている物品一覧のうち、取得価額 100 万円を超えるもの 13 点について現物確認を行った。

ア. 物品無償貸付及び譲与契約書

県と事業団との「物品無償貸付及び譲与契約書」については、平成 10 年 4 月 1 日付の平成 10 年度分の契約書しか作成されていない。また、この契約には自動延長条項が付されているが、その後新たに貸付けられた物品もあるため、実態に合わせた新しい契約を早急に締結するべきである。

なお、施設訪問時には案の段階のものしか閲覧できなかったが、それに添付されている備品調書に付されている備品番号と、事業団が番号管理している番号とは異なっている。現物との一致を確認した上で、新たな契約書に添付するべきである。

イ. 固定資産の管理状況

以下の点を除いては、良好に管理されているものと判断された。

- ・椅子（管理番号 150、契約書上番号 136）のうち 1 つは、修理が必要な状況のまま倉庫に置かれていた。修理の予算が取れないためそのままにしていたとのことであるが、県に報告し、適切な処理を早期に取ることが必要である。

ウ. 寄付された物品

寄付された物品については、寄付金（物品）台帳に記録され、暫定的な評価額で貸借対照表上、固定資産として計上されている。

（平成 12 年度の寄付物品） H13・3・6 書（遠藤秀延作） 評価額 300,000 円

寄付については原則として適正な評価額で受入れ、貸借対照表上に計上するべきであるが、評価が困難な場合は、備忘価額（例えば 1 円）を付し会計処理を行うなど、統一的なルールを定め適用することが必要である。

エ. 介護用品について

「高齢者総合相談センター」及び「介護実習・普及センター」の運営は、県が秋田県長寿社会振興財団（以下、「LL財団」という。）に委託している。

介護ベッド（備品 132-01、02）及び寝返り支援ベッド（133-01、02）は、県と事業団との物品無償貸付契約の一覧表上記載されているが、介護学習室にあり、事実上 LL 財団の管理下にある。

県と LL 財団の間において、「高齢者総合相談センター」及び「介護実習・普及センター」内にある物品について、「物品無償貸与契約」を結ぶことが必要と思われる。

12. 秋田県南部老人福祉総合エリア

1. 施設の概要

(1) 背景

秋田県南部福祉総合エリア（以下、「南部エリア」という。）は、「老人福祉総合エリア」構想の第1弾として、昭和62年に建設着工、平成3年に竣工した。

(2) 事業費

総事業費は5,163百万円（うち、県事業費は4,779百万円）で、そのうち3,527百万円は県債で調達されている。なお、県有施設の存在する土地に関しては、県は大森町から無償で借りている。

県事業費の主要な内訳は以下のとおりである。

コミュニティセンター建設費	520	百万円
在宅介護、診療リハビリ等建設費	791	
老人専用マンション建設費	659	
軽費老人ホーム建設費	673	
養護老人ホーム建設費	456	
造成費その他	1,680	
計	4,779	

(3) 事業運営

県有施設の運営管理は、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）に委託している。

施設の一覧及び運営主体は以下のとおりである。

（「平成12年度「南部シルバーエリア概要」より）

種別	施設名称	開設時期	設置主体	運営主体
中核施設	コミュニティセンター	昭和63年7月	秋田県	事業団
	在宅老人センター			
	診療・リハビリセンター			
居住施設	特別養護老人ホーム	昭和58年4月	広域市町村圏組合	大森町
	養護老人ホーム	平成元年2月	秋田県	事業団
	軽費老人ホーム	平成2年5月		
	老人専用マンション	平成3年10月		
スポーツレクリエーション施設	屋内運動広場	昭和64年1月	秋田県	事業団
	温水プール	平成元年12月		

関連施設	生きがい創作館	昭和 64 年 1 月	大森町	
	生きがい農園	昭和 63 年 7 月	秋田県	
	子どもと老人のふれあいセンター	平成 2 年 4 月	大森町	大森町
	サプライ・エネジセンター	昭和 63 年 5 月	秋田県	事業団
	生きがい交流広場	平成 3 年 4 月	大森町	大森町

(4) 利用者数及び利用料の推移

年度	利用料 (千円)	委託費 (千円)	利用者数(人)			
			コミュニティセンター	在宅介護	診療・リハビリ	合計
平成 8 年度	149,371	502,251	107,243	7,090	20,505	134,838
9 年度	132,170	500,714	103,219	7,494	12,921	123,634
10 年度	125,012	493,751	108,455	6,557	11,904	126,916
11 年度	136,097	494,986	104,366	7,135	11,294	122,795
12 年度	111,685	475,160	95,935	7,728	10,559	114,222

利用者数は、重複を避けるため、コミュニティセンターから生きがい創作館、ふれあいセンター分を除いている。

利用人数は横這いからやや減少傾向にある。平成 12 年度は、会議室、ふれあいセンターを除く各施設の利用者数は、平成 11 年度に比べて減少している。

(単位：人)

区分		平成 11 年度	平成 12 年度
有料	休憩	23,381	18,216
	宿泊	1,464	1,419
	会議室等	953	1,917
	テニスコート	118	0
	屋内運動広場	2,066	2,229
	プール	21,572	19,753
	計	49,554	43,534
無料	屋内運動広場	46,087	43,948
	ふれあいセンター	36,542	44,307
	生きがい交流広場	4,276	3,019
	会議室(映写会)等	2,857	4,211
	生きがい創作館	4,043	3,765
	視察	1,592	1,223
	計	95,397	100,473
合計	144,951	144,007	

2. 監査の結果

(1) 利用料収入の管理について

① 概要

利用料の徴収は、プールや休憩に関してはフロントにてチケット販売を行い、宿泊等その他の利用については利用者に利用申請書を記入させ利用料を徴収する。担当者は、徴収された現金を日計表及び徴収整理簿に記録した後、調定票に金額を記載し、翌営業日、県に送金する。南部エリアでは、日計表等に基づき「月別収入状況」を作成している。

一方、長寿社会課では、毎日の収入につき「収入状況一覧表」で報告を受け、1か月分の収入については、翌月初に「調定票(電算)」及び「徴収委託分調定一覧表」で報告を受ける。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 平成13年3月及びそれに続く出納整理期間(4月及び5月)の間の診療・リハビリセンター、軽費老人ホーム、老人専用マンションの利用料について、調定票と「月別収入状況」とを突合した。その結果、対象とした期間の調定票と月別収入状況は合致していることが確かめられた。

イ. 月別収入状況と歳入月計整理表とを突合した。その結果、南部エリアで作成された月別収入状況の合計額が111,684,817円であるのに対して、歳入月計整理表上は111,684,807円となっている。この差額10円の発生原因については不明である。南部エリアで記録された月別収入状況表の記入に一部誤りがあるものと推定される。

現在、長寿社会課では、南部エリアで徴収された利用料の記録と入金額との照合を行っていない。その理由として、日々の入金報告である「収入状況一覧表」では、南部エリアの利用料ということは特定できても、利用料の内容までは分からないということ、また、毎月の「調定票(電算)」或いは「徴収委託分調定一覧表」は、入金日を基準として記録され、南部エリアでの収入日とずれる等の不都合があること等があげられている。県は、利用料等の徴収業務を事業団に委託する場合でも、完全に任せきりで良いわけではなく、その事務が適正に実施されているかどうか適時に調査を行うべきである。例えば、毎月、「月別収入状況」等エリアで把握されている利用料月額合計と県の調定額とを照合するなどの措置を採る必要がある。

(2) 固定資産の管理

① 概要

南部エリアは、施設開設時に県と「物品無償貸付及び譲与契約」を結び、原則として施設で使用する物品については県からの無償貸与、消耗品については県からの譲与を受け、使用している。

これらの物品は、固定資産物品台帳で管理されている。また、施設開設後は、施設運営上必要な物品のうち、重要物品(300万円以上)及び車両については、県が購入し無償貸与を行い、それ以外は、事業団が「固定資産購入費」として委託費の中で積算する。事業団が購

入した固定資産は、事業団の資産として計上されている。

なお、事業団における固定資産計上の金額基準は10万円である。

また、取得価額1万円以上は、備品として台帳での管理対象とし、県からの貸与資産の場合は白の、事業団所有の場合は銀色の管理番号を付したラベルがそれぞれ区別して貼られている。

② 実施した監査手続及び結果

以下の点を除いては、固定資産の管理状況は良好であった。

ア. 県からの貸与資産について、100万円以上の物品（計18点）について物品台帳と現物とを照合した。その結果、下記の1点のみラベルが貼付されていないことが判明した。

管理番号	名称	金額
444	心電計	1,632,000円

イ. 事業団の所有財産について、固定資産物品台帳と財産目録（決算書）との照合を行ったところ、下記の差異が見られた。

場所	財産目録	固定資産物品台帳	差異	差異の理由
養護老人ホーム	5,384,275円	5,379,025円	5,250円	誤って、コイケ介護用ポータブルバスを物品台帳上5,250円少なく記載した。
軽費老人ホーム	1,615,219円	1,237,230円	377,989円	物品台帳に集中自動検針装置(377,989円)を記載するのを失念した。

ウ. 寄付された物品は「寄付物品台帳」に記録されている。「寄付物品台帳」上、本人の申し出による暫定的な評価額が付されているが、貸借対照表上は計上されていない。

寄付された物品については適正な評価額で、また、適正な評価が困難な場合は備忘評価（例えば1円）で貸借対照表に計上するのが適切である。

(3) 委託費の精算書について

① 概要

事業団への委託については、前年中にエリアごとに委託費概算額で協定書を締結する。その後、実績に応じて金額等の変更の必要があれば、変更協定書を締結する。業務完了後、委託費についての事業実績報告書を作成し、県に提出する。この事業実績報告書は事業団のエリア別収支計算書から作成される。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 精算書について

委託費の精算書と決算書の収支計算書を照合し、適正に精算されているかどうか調査し

た。県に提出する精算書作成に当たっては、事業団本部の作成した組替表に沿って、事業団の収支計算書から県の予算科目に組替えることになっている。

今回、コミュニティセンターに係る精算書と事業団の収支計算書とを照合した結果、以下の差異が見られた。

(本来金額が一致すべき科目)

県科目		事業団科目	
科目名	金額 (a)	科目名	金額 (b)
報酬	7,127,616	賃金	16,735,889
賃金	9,764,273		
計	16,891,889	計	16,735,889
		差異 (a-b)	△156,000
旅費	593,662	旅費	516,495
		差異 (a-b)	△77,167
食糧費	187,000	会議費	127,571
		差異 (a-b)	59,429

以上は、差異の一部であるが、これらの差異の原因については、明確な回答は得られなかった。また、それ以外にも役務費や委託費等、多くの科目について照合不可能であった。

本来、組替表に沿って組替えた過程を示す資料を作成すべきであるが、それらの資料が残されておらず、どのような方法で精算書が作成されたのか確認できない状況にある。

推測されることは、県の費目別予算額との差異をできるだけ回避するために、一部費目間で組替え、調整を行っているのではないかということである。また、雑収入控除の方法についても混乱があったものと思われる。

委託費の精算においては、委託業務遂行に当たって発生した費用を組替表に従って県科目にするとともに、(総費用-総収入)という形で明確に示すことが、業務を受託した法人としての説明責任を果たすことになると思われる。

イ. 消費税の計算について

南部エリアは、事業団本部で消費税の申告及び納付を行うため、本部繰入金支出として消費税負担分を上乗せして委託費を計算し、県に請求している。この計算に当たっては、前年の確定消費税額の課税売上高に対する割合を南部エリアでの課税売上高に乗じて計算している。平成12年度は補正後予算額146,021千円に前年実績2.33%を乗じたうえで、千円未満を繰り上げ3,403千円としている。しかし、実際には、平成12年度は確定消費税の課税売上高に対する割合は2.07%であった。この割合でエリアが負担すべき消費税額を計算すると3,079千円となり、県に請求した金額より324千円だけ少ないことになる。

前年実績率で委託費を算出する方法は、一つの便法ということではできるが、委託費精算時には、既に支出内容がすべて確定しているのであるから、全支出項目を税抜で捉え、それに5%を上乗せして委託費を算出することが、正確性及び明瞭性の観点から必要である。

(4) 業務の一部再委託について

① 概要

事業団は、清掃業務、設備管理等の日常業務について再委託を行っている。平成 12 年度では 33 件の再委託契約が締結され、事業団への委託費 475,159 千円のうち、22,665 千円(約 4%)がこの再委託費の支払いに充当されている。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 再委託契約の締結について、県立社会福祉施設管理運営業務委託契約書(以下、「委託契約書」という。)に従っているかどうか確認した。

委託契約書第 10 条において、事業団は、第三者に委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合は、県の承認を得なければならないことが規定されているが、事業団は、明示的にはこれらの再委託に当たって県の承認を得ていない。

県はこの理由として、予算において既に再委託を行うことを織り込んでおり、その意味で実質的に承認の効果があることを挙げている。

しかし、予算の積算は、a.清掃業務、b.設備管理(法定、法定外、管理委託)業務、c.芝・樹木管理業務、d.除雪業務の大きくくりで概算額が決められているものであり、これにより承認行為があったとみなすことはできない。契約の趣旨に沿って、再委託契約が適正かつ経済的に締結されているかどうか県のチェックを入れるためにも、明示的に承認を得るべきである。

イ. 事業団は、契約方式について原則として県に準じた方法を採用している。

再委託契約の形態を調べ、随意契約が適正な理由によるものであること、また、そのうち例外的に契約当事者 1 社しか見積書を取っていない場合について、以下を除いて適正な理由によるものであることを確認した。

1 社しか見積書を取らなかった 4 つの契約のうち、以下の契約についてはその理由が明確ではなかった。

再委託先	金額	再委託業務	南部エリアの説明
a.大森町社会福祉協議会	7,832,000 円	日常清掃	社会福祉協議会は、本来、「清掃業務」を実施する団体ではないが、エリア設立以来、そのための人員を雇って継続的に実施している
b.個人	342,630 円	除雪	毎年、依頼している個人

a については、原則として競争入札を実施することが必要である。

b については、除雪を業とする者であれば、他からも合見積りを取るべきであり、また、毎年この時期、臨時的に業務を委嘱するというのであれば、雇用契約に切り替えるべきである。

b の個人は、本業の傍ら除雪作業を臨時的に行うものであり、契約書、請求書及び除雪作業日誌を調べたところ、契約名は「委託契約」となっているものの、時間単価が決められており、消費税も明示的に示されておらず、他のエリアで見られる臨時職員の雇用契約と何ら変わりな

いものと見受けられた。

臨時職員の雇用に該当するか、委託契約に該当するかについて各エリアで取扱が統一されていないため、実態として雇用契約であっても委託契約として処理される可能性がある。精算内容を明確にするためにも、雇用契約として扱う場合の基準を明確にし、各エリアで統一することが必要である。

13. 秋田県北部老人福祉総合エリア

1. 施設の概要

(1) 背景

秋田県北部老人福祉総合エリア（以下、「北部エリア」という。）は、「老人総合福祉エリア」構想の第3弾として、平成9年度に着工、平成11年度に1期工事が竣工した。

(2) 事業費

総事業費は12,170百万円、うち県事業費は5,410百万円、このうち408百万円を県債の発行により調達している。

県事業費の主な内訳は以下のとおりである。

基本計画等	79 百万円
用地取得費	731
造成・土木費等	1,511
コミュニティセンター等建設費	<u>3,089</u>
計	<u>5,410</u>

(3) 事業運営

県有施設については、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）、大館市有施設については、大館市社会福祉事業団が事業を運営している。委託費の約14.0%を使用料等の自己収入で賄い、残額を一般財源で充当している。

施設別の設置主体及び運営主体は以下のとおりである。

		施設名	運営主体	事業内容
1 期 工 事	秋 田 県	コミュニティセンター	秋 田 県 社 会 福 祉 事 業 団	浴場、休憩室、宿泊室
		生きがい活動施設		陶芸、木工、手芸、食 品加工等
		グリーンハウス		温室
		屋内運動広場		軽スポーツ用
		屋外スポーツ施設		テニス、ゲートボール
	大 館 市	特別養護老人ホーム	大 館 市 社 会 福 祉 事 業 団	(略)
		デイサービスセンター		
		在宅介護支援センター		
		ケアハウス(ほうおう)		
		ふれあいセンター(やまびこ)		
医療機関				
2 期 工 事	大 館 市	ケアハウス(2期 50人)	(延期)	
		老人保健施設		
		ケア付き住宅		

(4) 利用者数及び利用料等の推移

年度	利用者数	使用料	委託費
平成11年度(※)	46,446人	12,573千円	92,014千円
平成12年度	71,394人	19,860千円	149,296千円

(※) 平成11年8月から稼働

2. 監査の結果

(1) 委託費について

① 概要

北部エリアの運営は事業団に委託している。委託費については、まず前年中に各エリア別に協定書を締結する。その後、実績に応じて、委託費変更の必要があれば、変更協定書を締結する。業務完了後、委託費についての事業実績報告書を作成し、県に提出する。この事業実績報告書は、事業団のエリア別収支計算書から作成される。

② 実施した手続及び結果

ア. 平成12年度の北部エリアの管理運営業務委託費に関して、県と事業団との変更協定書と委託費精算書とを照合したところ、両者は一致した。

イ. 委託費精算書と事業団の決算書の北部エリア分とを照合したところ、以下の違いがあった。